

電子帳簿保存法に本当に対応できるのか？

電子帳簿保存法は2年間の猶予

今、インターネット広告などでは、電子帳簿保存法に対応したシステムの宣伝が盛んに配信されています。本来であれば、令和4年1月に開始されるはずだった電子帳簿保存法が2年間の猶予となったものの、その猶予期間も残り約1年になったからです。しかし、中小零細企業の電子帳簿保存法への対応状況は大きくは変わっていません。

そんな中、「自民党税調が電子帳簿保存法の猶予期間の延長を検討」という内容が報道されました。令和4年12月に発表される税制改正大綱に猶予期間の更なる延長を載せるかを検討するという事です。

対応していない場合、税務調査はどうなるのか？

現実的には何年間の猶予があろうが、電子帳簿保存法に対応できない企業は多数出るでしょう。ただし、そうなると、①領収書や請求書につき、税法の保存要件を満たさない、②損金が否認、③青色申告の取り消し、という懸念がある訳です。

しかし、このように否認される可能性は低いと考えられます。なぜならば、青色申告を例に挙げれば、「青色申告は、取り消しの法的な形式要件を満たしているだけでは取り消されない」、「青色申告を取り消すべき状況であれば、取り消される」というものだからです。実際、国税不服審判所の裁決（平成22年12月1日）でも同じように判断がされています。

国税庁の一問一答ではどう書かれている？

国税庁の「電子帳簿保存法一問一答」（令和4年6月）では次の記載もあります（一部略）。

- 青色申告の承認の取消しについては、保存要件の違反があったことをもって直ちに必ず行われるものではなく、事務運営指針（注：国税庁のホームページに記載）に基づき、真に青色申告書を提出するにふさわしくないと認められるかどうか等を検討した上で行うこととしています。
- 電子データの一部を保存せずに書面を保存していた場合には、その事実をもって青色申告の承認が取り消され、税務調査においても経費として認められないことになるのではないかと心配している方が見られます。しかし、これらの取扱いについては、従来と同様に、例えば、その取引が正しく記帳されて申告にも反映されており、保存すべき取引情報の内容が書面を含む電子データ以外から確認できるような場合には、それ以外の特段の事由が無いにもかかわらず、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、金銭の支出がなかったものと判断されたりするものではありません。

個人的見解にはなりますが

「だから、電子帳簿保存法に対応しなくてもOK」とまでは言いませんが、結果として、猶予期間が経過した後に対応できていなかったとしても、税務調査で大きな問題に発展する可能性は低いのではないかと個人的には考える訳です。

電子帳簿保存法は「すべての会社において非常に手間がかかる」、「場合によってシステムの導入・維持コストもかかる」という制度ですが、会社の売上が上がる訳でもありません。結果として、何年経っても対応できない会社は多いでしょう。税理士としては「対応しなくてもOK」とは言えませんが、結果として対応できていなくても、問題にはなりにくいのではないかと考える訳です。なお、11月24日の報道では、政府・与党は「2年間の猶予期間が終わった後も引き続き紙による保存を認める方向で調整中」とのことです。

2022年12月 ～お仕事備忘録～

仕事は始めが肝心です。取引先の仕事開始日を踏まえて、新年の挨拶回りなどを滞りなく実施すると、気持ちよいスタートがきれるでしょう。

還付申告（所得税の確定申告）の受付開始

所得税の還付を受けるための確定申告書の提出は、2月15日以前でも可能です。早く申告を行えば、早く還付が受けられます。

固定資産税の償却資産に関する申告

2023年1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市区町村へ申告します。納付税額は、市区町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に後日通知されます。

個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）

第4期分の個人の道府県民税と市町村民税の納付月です。納期限は、市町村の条例で定める日です。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。

給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

2023年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が済んでいるか、今一度確認しましょう。回収期限は、2023年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれ有無の確認をしましょう。また、2022年の給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者か否かにかかわらず、すべての給与受給者に交付しましょう。

各種法定調書の提出

毎年1月は各種法定調書の提出月です。法定調書には、源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書などがあります。

各調書には税務署や市区町村への提出の要件が定められています。税務署から送付される説明書などを確認の上、提出しましょう。

年賀状の返礼と整理、住所などのメンテナンス

年賀状を送付していなかった先より届いた場合には、速やかに返礼を出すとともにリストへの追加をします。また住所変更などのあった先については、リストの修正を行います。必要に応じ、関係部署にも連絡します。

事務所紹介

Blog と Facebook で事務所の様子や
職員の日常を紹介しています！
どうぞご覧下さい。

Facebook



HP



Instagram



HAPPY BIRTHDAY

*12月5日（月）12月誕生会

12月生まれの方を事務所全員で祝いました。
所長よりプレゼントの贈呈がありました。



プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話：097-529-5757（総務通信担当者宛） メール：soumu@ideasoken.jp